

## 5. 事後評価の必要性

本事業の実施により、アオコ等発生の抑制により景観の改善が確認されていることから、今後の事後評価の必要性はないと判断しました。

## 6. 改善措置の必要性

事業効果の発現状況等から改善措置の必要性はないと判断しました。

## 7. 同種事業の計画・調査のあり方や 事業評価手法の見直しの必要性

同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はありません。